

Ⅲ 農業協同組合法関係条文

〔農事組合法人の通則〕

【目的】

第72条の4 農事組合法人は、その組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進することを目的とする。

【名称】

第72条の5 農事組合法人は、その名称中に農事組合法人という文字を用いなければならない。

② 農事組合法人でない者は、その名称中に農事組合法人という文字を用いてはならない。

【法人格】

第72条の6 農事組合法人は、法人とする。

【非課税】

第72条の7 農事組合法人（法人税法第2条第7号に規定する協同組合等に該当するものに限る。）が、組合員のその事業の利用分量の割合又は組合員がその事業に従事した程度に応じて行った剰余金の配当に相当する金額は、同法の定めるところにより、当該農事組合法人の同法に規定する各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

《参照条文》

【法人税法第2条】

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

7 協同組合等 別表第3に掲げる法人をいう。

【法人税法別表第3 協同組合等の表・・・（抄）】

名 称	根 拠 法
農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第2号（農業の経営）の事業を行なう農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）	農業協同組合法

【住 所】

第72条の8 農事組合法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

【登 記】

第72条の9 第9条の規定は、農事組合法人について準用する。

《参照条文》

【農業協同組合法第9条】

組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

【組合等登記令第2条】

組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から2週間以内にしなければならない。

② 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 1 目的及び業務
- 2 名称
- 3 事務所の所在場所
- 4 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 5 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

6 別表の登記事項の欄に掲げる事項

〔農事組合法人の事業〕

【事業の範囲】

第72条の10 農事組合法人は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 1 農業に係る共同利用施設の設置（当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む。）又は農作業の共同化に関する事業
 - 2 農業の経営（その行う農業に関連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの及び農業と併せ行う林業の経営を含む。）
 - 3 前2号の事業に附帯する事業
- ② 組合員に出資をさせない農事組合法人（以下「非出資農事組合法人」という。）は、前項の規定にかかわらず、同項第2号の事業を行うことができない。
- ③ 第1項第1号の事業を行う農事組合法人は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の総額の5分の1を超えてはならない。

《参照条文》

【農業協同組合法施行規則第215条】（農事組合法人の事業）

法第72条の10第1項第2号の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 1 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
- 2 農業生産に必要な資材の製造
- 3 農作業の受託

【独占禁止法の適用除外】

第72条の11 私的独占禁止法第8条第1号及び第4号の規定は、農事組合法人が行う前条第1項第1号の事業については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

【員外従事者の制限】

第72条の12 第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（以下「農業経営農事組合法人」という。）の当該事業に常時従事する者のうち、組合員及び組合員と同一の世帯に属する者以外のものの数は、その常時従事する者の数の3分の2を超えてはならない。

〔農事組合法人の組合員、管理、設立、解散及び清算〕

【組合員たる資格】

第72条の13 農事組合法人の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者（農業経営農事組合法人以外の農事組合法人にあつては、第1号に掲げる者）で定款で定めるものとする。

- 1 農民
 - 2 組合
 - 3 当該農事組合法人に農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業に係る現物出資を行った農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。）
 - 4 当該農事組合法人からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はその事業の円滑化に寄与する者であつて、政令で定めるもの
- ② 前項の規定の適用については、農業経営農事組合法人の同項第1号の規定による組合員が農民でなくなり、又は死亡した場合におけるその農民でなくなつた者又はその

死亡した者の相続人であつて農民でないものは、その農業経営農事組合法人との関係においては、農民とみなす。

- ③ 農業経営農事組合法人の組合員のうち第1項第4号に掲げる者及び前項の規定により農民とみなされる者の数は、総組合員の数の3分の1を越えてはならない。

《参照条文》

【農業協同組合法施行令第40条】（農事組合法人の構成員となり得る者）

法第72条の13第1項第4号の政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 1 当該農事組合法人からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受ける個人
- 2 当該農事組合法人に対するその事業に係る特許権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約及び新商品又は新技術の開発又は提供に係る契約並びにこれらに準じて当該農事組合法人の事業の円滑化に寄与すると認められる農林水産省令で定める契約を締結している者

【農業協同組合法施行規則第216条】（農事組合法人の事業の円滑化に寄与すると認められる契約）

令第40条第2号の農林水産省令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- 1 実用新案権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約
- 2 育成者権についての専用利用権の設定又は通常利用権の許諾に係る契約

第72条の14 組合員は、各々1個の議決権を有する。

- ② 総会に出席しない組合員は、書面又は代理人をもつて、議決権を行うことができる。

第72条の15 農事組合法人と特定の組合員との関係について決議をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

【定款の記載事項】

第72条の16 農事組合法人の定款には、次の事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、非出資農事組合法人の定款には、第1号の事項のうち第28条第1項第6号、第8号及び第9号に掲げる事項を記載し、又は記録しなくてもよい。

- 1 第28条第1項第1号から第6号まで、第8号、第9号、第11号及び第12号に掲げる事項
 - 2 役員の数、職務の分担及び任免に関する規定
- ② 前項の定款には、第28条第3項の規定を準用する。

《参照条文》

【農業協同組合法第28条】（定款の記載事項）

組合の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、非出資組合の定款には、第6号、第8号及び第9号の事項を記載し、又は記録しなくてもよい。

- 1 事業
- 2 名称
- 3 地区
- 4 事務所の所在地
- 5 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定
- 6 出資1口の金額及びその払込みの方法並びに1組合員の有することのできる出資口数の最高限度
- 7 経費の分担に関する規定
- 8 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 9 利益準備金の額及びその積立ての方法
- 10 役員の数、職務の分担及び選挙又は選任に関する規定
- 11 事業年度
- 12 公告の方法（組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する

方法によりしなければならないものとされているものを除く。) をする方法をいう。以下同じ。)

- ② 前項第10号の役員に関する規定には、選挙期日、選挙に関する通知、候補者の推薦、選挙管理者、選挙立会人、投票、開票及び当選に関する事項並びに役員を総会外において選挙することとしたときはその旨を定めなければならない。
- ③ 組合の定款には、第1項の事項のほか、組合の存続時期を定めたときはその時期を、現物出資する者を定めたときはその者の氏名、出資の目的である財産及びその価額並びにこれに対して与える出資の口数を記載し、又は記録しなければならない。

【役員】

- 第72条の17 農事組合法人は、役員として理事を置かなければならない。
- ② 農事組合法人は、定款で定めるところにより、役員として監事を置くことができる。
 - ③ 農事組合法人の役員は、定款で定めるところにより、総会において選任する。
 - ④ 農事組合法人の理事は、その組合員（第72条の13第1項第1号の規定による組合員に限る。第72条の34第1項において同じ。）でなければならない。
 - ⑤ 農事組合法人の理事は、監事と兼ねてはならない。
- 第72条の18 理事が2人以上ある場合において、定款に特別の定めがないときは、農事組合法人の業務は、理事の過半数で決する。
- 第72条の19 理事は、農事組合法人の全ての業務について、農事組合法人を代表する。ただし、定款の定め反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。
- 第72条の20 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
- 第72条の21 理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 第72条の22 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、行政庁は、農事組合法人の組合員その他利害関係人の請求により、一時理事の職務を行うべき者を選任しなければならない。
- 第72条の23 農事組合法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、総会の決議により、特別代理人を選任しなければならない。

第72条の24 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 1 農事組合法人の財産の状況を監査すること。
- 2 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 3 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は行政庁に報告をすること。
- 4 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

【事業報告書等の提出・備置の義務等】

- 第72条の25 理事は、農林水産省令で定めるところにより、事業年度ごとに、非出資農事組合法人にあつては事業報告及び財産目録を、組合員に出資をさせる農事組合法人（以下「出資農事組合法人」という。）にあつては事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を作成しなければならない。
- ② 前項の規定により作成すべきもの（以下この条及び第72条の29第1項第3号において「事業報告等」という。）は、電磁的記録をもつて作成することができる。
 - ③ 理事は、通常総会の日の1週間前までに、事業報告等を監事に提出し、又は提供し、かつ、主たる事務所に備えて置かなければならない。
 - ④ 組合員及び農事組合法人の債権者は、農事組合法人の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
 - 1 事業報告等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求
 - 2 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

- 3 事業報告等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 4 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて農事組合法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- ⑤ 組合員及び農事組合法人の債権者は、前項第2号又は第4号に掲げる請求をするには、農事組合法人の定めた費用を支払わなければならない。
- ⑥ 理事は、監事の意見を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を添えて、事業報告等を通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

《参照条文》

【農業協同組合法施行規則第216条の2】（農事組合法人の決算書類）

法第72条の25第1項の規定により事業年度ごとに農事組合法人が作成すべき事

業報告は、当該農事組合法人の状況を正確に把握することができるよう、明瞭に記載し、又は記録しなければならない。

2 法第72条の25第1項の規定により事業年度ごとに出資農事組合法人（同項に規定する出資農事組合法人をいう。以下同じ。）が作成すべき貸借対照表は、当該出資農事組合法人の財産状態を明らかにするため、各事業年度の末日における全ての資産、負債及び純資産を記載し、又は記録し、組合員その他の利害関係人に対し、これらを正しく表示するものでなければならない。

3 法第72条の25第1項の規定により事業年度ごとに出資農事組合法人が作成すべき損益計算書は、当該出資農事組合法人の損益状況を明らかにするため、各事業年度における全ての収益とこれに対応する全ての費用とを記載し、又は記録し、組合員その他の利害関係人に対し、これらを正しく表示するものでなければならない。

【農業協同組合法施行規則第217条】（電磁的記録）

法第72条の25第4項第3号に規定する農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

第72条の26 理事は、少なくとも毎年1回、通常総会を開かなければならない。

第72条の27 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総組合員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、理事は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総組合員の5分の1の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

第72条の28 総会の招集の通知は、その総会の日の5日前までに、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

② 総会においては、前項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

【総会の決議事項】

第72条の29 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

- 1 定款の変更
- 2 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- 3 事業報告等

② 農事組合法人は、定款を変更したときは、変更の日から2週間以内に、変更に係る事項を行政庁に届け出なければならない。

【総会の特別決議事項】

第72条の30 次の事項は、農事組合法人の総組合員の3分の2以上の多数による決議を必要とする。

- 1 定款の変更
- 2 農事組合法人の解散及び合併

3 組合員の除名

【剰余金の配当】

第72条の31 出資農事組合法人は、損失を埋め、第73条第2項において準用する第51条第1項の利益準備金及び同条第3項の資本準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

- ② 剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の出資農事組合法人の事業の利用分量の割合若しくは組合員がその事業に従事した程度に応じ、又は年8分以内において政令で定める割合を超えない範囲内で払込済みの出資の額に応じてしなければならない。

《参照条文》

【農業協同組合法施行令第41条】（払込済みの出資の額に応じてする剰余金配当の限度）

法第72条の31第2項の政令で定める割合は、年7分とする。

【設 立】

第72条の32 農事組合法人を設立するには、3人以上の農民が発起人となることを必要とする。

- ② 発起人は、共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。
- ③ 前項の規定による理事の選任については、第72条の17第4項の規定を準用する。
- ④ 農事組合法人は、成立したときは、成立の日から2週間以内に、登記事項証明書及び定款を添えて、その旨を行政庁に届け出なければならない。

【現物出資についての発起人等の責任】

第72条の33 農事組合法人の成立の時における現物出資の目的となる財産の価額が当該財産について定款に記載され、又は記録された価額（定款の変更があつた場合にあっては、変更後の価額）に著しく不足するときは、発起人及び設立時の理事は、当該農事組合法人に対し、連帯して、当該不足額を支払う義務を負う。

- ② 農事組合法人の成立後現物出資を行う者の出資の目的となる財産の出資当時の価額が当該財産の出資についてされた定款の変更の決議により変更された定款に記載され、又は記録された価額に著しく不足するときは、当該決議に賛成した組合員は、当該農事組合法人に対し、連帯して、当該不足額を支払う義務を負う。
- ③ 前2項の義務は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

【解 散】

第72条の34 農事組合法人は、第73条第4項において準用する第64条第1項の規定による場合のほか、組合員が3人未満になり、そのなつた日から引き続き6月間その組合員が3人以上にならなかつた場合においても、その6月を経過した時に解散する。

- ② 農事組合法人は、第73条第4項において準用する第64条第1項第2号及び第5号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から2週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

《参照条文》

【組合等登記令第7条】

組合等が解散したときは、合併、破産手続開始の決定及び第8条第2項に規定する承継があつたことによる解散の場合を除き、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

【合 併】

第72条の35 第73条第4項において準用する第66条第1項の規定による設立委員の選任については、第72条の30の規定を準用する。

- ② 第73条第4項において準用する第66条第1項の規定による理事の選任については、第72条の17第4項の規定を準用する。
- ③ 農事組合法人は、合併したときは、合併の日から2週間以内に、登記事項証明書（合

併によつて設立した農事組合法人にあつては、登記事項証明書及び定款)を添えて、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第72条の36 解散した農事組合法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第72条の37 第73条第4項において準用する第71条第1項の規定により清算人となる者がなく、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第72条の38 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

第72条の39 清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 1 現務の終了
- 2 債権の取立て及び債務の弁済
- 3 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。第72条の40 清算人は、その就職の日から2月以内に、少なくとも3回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

③ 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第1項の公告は、官報に掲載してする。

第72条の41 前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、農事組合法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第72条の42 清算中に農事組合法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の農事組合法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③ 前項に規定する場合において、清算中の農事組合法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第72条の43 農事組合法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

③ 農事組合法人の解散及び清算を監督する裁判所は、行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

④ 行政庁は、農事組合法人の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べるることができる。

第72条の44 清算が終了したときは、清算人は、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第72条の45 農事組合法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第72条の46 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第72条の47 裁判所は、第72条の37の規定により清算人を選任した場合には、農事組合法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(監事を置く農事組合法人にあつては、当該清算人及び監事)の陳述を聴かなければならない。

第72条の48 裁判所は、農事組合法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前2条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く農事組合法人にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「農事組合法人及び検査役」と読み替えるものとする。

〔農事組合法人の組合員〕

【出資】

第13条 組合は、定款の定めるところにより、組合員又は会員（以下この章において「組合員」と総称する。）に出資をさせることができる。

② 出資組合の組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

③ 出資1口金額は、均一でなければならない。

④ 出資組合の組合員の責任は、第17条の規定による経費の負担のほか、その出資額を限度とする。

⑤ 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて出資組合に対抗することができない。

【持分の譲渡及び共有禁止】

第14条 出資組合の組合員は、出資組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

② 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

③ 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

④ 組合員は、持分を共有することができない。

【過怠金】

第18条 組合は、定款の定めるところにより、組合員に対して過怠金を課すことができる。

【任意脱退】

第20条 出資組合の組合員は、いつでも、その持分の全部の譲渡によつて脱退することができる。この場合において、その譲渡を受ける者がいないときは、組合員は、出資組合に対し、定款の定めるところによりその持分を譲り受けるべきことを、請求することができる。

② 非出資組合の組合員は、60日前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。

③ 前項の予告期間は、定款でこれを延長することができる。ただし、その期間は、1年を超えてはならない。

④ 第1項の規定により出資組合が組合員の持分を譲り受ける場合には、第14条第1項及び第2項の規定は適用しない。

【当然脱退及び除名】

第21条 組合員は、次の事由によつて脱退する。

1 組合員たる資格の喪失

2 死亡又は解散

3 除名

② 除名は、次の各号のいずれかに該当する組合員につき、総会の決議によつてこれを行うことができる。この場合において、組合は、その総会の日から10日前までにその組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

1 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

2 出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

3 その他定款で定める行為をした組合員

- ③ 前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができない。

【持分の払戻】

第22条 出資組合の組合員は、前条第1項の規定により脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。

- ② 前項の持分は、脱退した事業年度末における当該出資組合の財産によつてこれを定める。

【損失額の払込請求権】

第23条 持分を計算するに当たり、出資組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、当該出資組合は、定款の定めるところにより、第21条第1項の規定により脱退した組合員に対して、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

【持分払戻請求権及び損失額払込請求権の時効】

第24条 前2条の規定による請求権は、脱退の時から2年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。

【持分の払戻の停止】

第25条 第21条第1項の規定により脱退した組合員が出資組合に対する責務を完済するまでは、出資組合は、その持分の払戻しを停止することができる。

【出資口数の減少】

第26条 出資組合の組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない事由があると認められるときは、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

- ② 前項の場合には、第22条から第24条までの規定を準用する。

第27条 理事は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、非出資組合の組合員名簿には、第3号及び第4号に掲げる事項を記載し、又は記録しなくてもよい。

- 1 氏名又は名称及び住所
- 2 加入の年月日及び組合員たる資格の別
- 3 出資口数及び出資各口の取得の年月日
- 4 払込済みの出資の額及びその払込みの年月日

- ② 理事は、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

③ 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

- 1 組合員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 2 組合員名簿が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

〔農事組合法人の管理〕

【定款等の備え置き等】

第29条の2 理事は、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程及び農業経営規程（以下「定款等」という。）を各事務所に備えて置かなければならない。

② 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

- 1 定款等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

- 2 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 3 定款等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 4 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- ③ 組合員及び組合の債権者は、前項第2号又は第4号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。
- ④ 定款等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所（主たる事務所を除く。）における第2項第3号及び第4号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをつとめている組合についての第1項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

【組合と役員との関係】

第30条の3 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

【役員任期】

第31条 役員任期は、3年以内において定款で定める。ただし、定款によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

【理事の忠実義務】

第35条の2 理事（経営管理委員会設置組合にあつては、理事及び経営管理委員。次項及び第4項において同じ。）は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等及び総会（経営管理委員会設置組合にあつては、総会及び経営管理委員会）の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

【役員責任】

第35条の6 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

- ⑧ 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- ⑨ 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

1 理事 次に掲げる行為

- イ 次条第1項又は第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
- ロ 虚偽の登記
- ハ 虚偽の公告

⑩ 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

【役員が欠けた場合の措置】

第39条 定款で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次条第1項の一時理事又は監事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事員数が欠けた場合についても、同様とする。

【延期・続行の決議】

第46条の3 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第43条の5及び第43条の6の規定は、適用しない。

【総会の議事録】

第46条の4 総会の議事については、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

② 理事は、総会の日から10年間、前項の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

- ③ 理事は、総会の日から5年間、第1項の議事録の写しを従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第2号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。
- ④ 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

1 第1項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

2 第1項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

《参照条文》

【農業協同組合法施行規則第178条】

法第46条の4第1項の規定による総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

2 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 総会が開催された日時及び場所

二 総会の議事の経過の要領及びその結果

三 次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要

イ 法第35条の5第5項及び第37条の3第1項において準用する会社法第345条第1項

ロ 法第35条の5第5項及び第37条の3第1項において準用する会社法第345条第2項

ハ 法第35条の5第5項において読み替えて準用する会社法第384条

ニ 法第35条の5第5項において準用する会社法第387条第3項

ホ 法第37条の3第1項において読み替えて準用する会社法第398条第1項

ヘ 法第37条の3第1項において準用する会社法第398条第2項

四 総会に出席した理事、経営管理委員、監事又は会計監査人の氏名

五 総会の議長の氏名

六 議事録を作成した理事の氏名

【出資1口金額の減少】

第49条 出資組合が出資1口の金額の減少をする場合には、当該出資組合の債権者は、当該出資組合に対し、出資1口の金額の減少について異議を述べるができる。

② 前項の場合には、当該出資組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第3号の期間は、1月を下ることができない。

1 出資1口の金額の減少の内容

2 当該出資組合の計算書類に関する事項として農林水産省令で定めるもの

3 債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨

③ 前項の規定にかかわらず、出資組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第97条の4第2項の規定による定款の定めに従い、同項第2号又は第3号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

【債権者の異議】

第50条 債権者が前条第2項第3号の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資1口の金額の減少を承認したものとみなす。

② 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を

営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資1口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りではない。

【準備金の積立及び剰余金の繰越】

第51条 出資組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の10分の1（第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合にあつては、5分の1）以上を利益準備金として積み立てなければならない。

② 前項の定款で定める利益準備金の額は、出資総額の2分の1（第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合にあつては、出資総額）を下つてはならない。

③ 出資組合は、出資1口の金額の減少により減少した出資の額が、持分の払戻しとして当該出資組合の組合員に支払った金額及び損失の填補に当てた金額を超えるときは、その超過額を資本準備金として積み立てなければならない。

④ 合併又は新設分割に際して利益準備金又は資本準備金として計上すべき額については、農林水産省令で定める。

⑤ 第1項の利益準備金及び第3項の資本準備金は、損失の填補に充てる場合を除いては、これを取り崩してはならない。

⑥ 利益準備金をもつて損失の填補に充ててもなお不足する場合でなければ、資本準備金をもつてこれに充てることはできない。

⑦ 出資組合は、第10条第1項第1号及び第13号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

【剰余金の出資払戻への充当】

第53条 出資組合は、定款の定めるところにより、組合員が出資の払込みを終わるまでは、組合員に配当する剰余金をその払込みに充てることができる。

【組合の持分取得等の禁止】

第54条 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

《参照条文》

【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条】（代表者の行為についての損害賠償責任）

一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

〔農事組合法人の設立〕

【設立事務の引渡及び出資の第1回の払込】

第62条 第59条第1項の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

② 出資組合の理事は、前項の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく出資の第1回の払込みをさせなければならない。

③ 現物出資者は、第1回の払込みの期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合成立の後にこれをするを妨げない。

【設立の登記の効力】

第63条 組合は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。

〔農事組合法人の解散及び清算〕

【解散】

第64条 組合は次に掲げる事由によつて解散する。

1 総会の決議

2 組合の合併

- 3 組合についての破産手続開始の決定
- 4 存立時期の満了
- 5 第95条の2の規定による解散の命令

【みなし解散】

第64条の2 休眠組合（組合であつて、当該組合に関する登記が最後にあつた日から5年を経過したものをいう。以下この条において同じ。）は、行政庁が当該休眠組合に対し2月以内に農林水産省令で定めるところにより行政庁に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その2月の期間満了の時に、解散したものとみなす。ただし、当該期間内に当該休眠組合に関する登記がされたときは、この限りでない。

② 行政庁は、前項の規定による公告をした場合には、当該休眠組合に対し、その旨の通知を発しなければならない。

【合併の要件】

第65条 組合が合併しようとするときは、政令で定める事項を定めた合併契約を締結して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

④ 組合の合併には、第49条並びに第50条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、第49条第2項第1号中「出資1口の金額の減少の内容」とあるのは「合併をする旨」と、同項第2条中「計算書類」とあるのは「財産目録又は計算書類」と読み替えるものとする。

【合併の手続】

第66条 合併によつて組合を設立するには、各組合の総会において農業協同組合にあつては第12条第1項第1号の規定による組合員（法人にあつては、その役員）、農業協同組合連合会にあつては同条第2項第1号の規定による会員たる組合の役員の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員（合併によつて設立する組合が経営管理委員設置組合であるときは、理事を除く。）を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

【合併登記の効力】

第67条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、登記をすることによつてその効力を生ずる。

【合併による権利義務の継承】

第68条 合併後存続する組合又は合併によつて設立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務（当該組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

【合併の無効に関する商法等の準用】

第69条 組合の合併の無効の訴えについては、会社法第828条第1項（第7号及び第8号に係る部分に限る。）及び第2項（第7号及び第8号に係る部分に限る。）、第834条（第7号及び第8号に係る部分に限る。）、第835条第1項、第836条から第839条まで、第843条（第1項第3号及び第4号並びに第2項ただし書を除く。）並びに第846条の規定を、この条において準用する同法第843条第4項の申立てについては、同法第868条第6項、第870条第2項（第6号に係る部分に限る。）、第870条の2、第871条本文、第872条（第5号に係る部分に限る。）、第872条の2、第873条本文、第875条及び第876条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同法第828条第2項第7号及び第8号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第836条第1項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【清算人】

第71条 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定並びに第64条第7項第1号に掲げる事由による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただ

し、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

【清算人の職務】

第71条の2 清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 1 現務の結了
- 2 債権の取立て及び債務の弁済
- 3 残余財産の分配

第72条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出し、又は提供してその承認を求めなければならない。

《参照条文》

【会社法第502条】（債務の弁済前における残余財産の分配の制限）

清算株式会社は、当該清算株式会社の債務を弁済した後でなければ、その財産を株主に分配することができない。

【会社法第507条】

清算株式会社は、清算事務が終了したときは、延滞なく、法務省令で定めるところにより、決算報告を作成しなければならない。

③ 清算人は、決算報告（前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの）を株主総会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

【農業協同組合法施行規則第218条】（決算報告）

法第73条第4項において読み替えて準用する会社法第507条第1項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第1号及び第2号に掲げる事項については、適切な科目に細分することができる。

- 1 債権の取立て、資産の処分その他の行為によって得た収入の額
 - 2 債務の弁済、清算に係る費用の支払いその他の行為による費用の額
 - 3 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）
 - 4 出資一口当たりの分配額
- ② 前項第4号に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければならない。
- 1 残余財産の分配を完了した日
 - 2 残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額

〔組織変更〕

【株式会社等への組織変更】

第73条の2 出資組合（第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合を除く。以下この節において同じ。）又は出資農事組合法人は、その組織を変更し、株式会社になることができる。

第73条の3 出資組合又は出資農事組合法人は、前条の規定による組織変更（以下この節において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

② 前項の決議をする場合には、出資組合にあつては第46条に規定する決議に、出資農事組合法人あつては第72条の30に規定する決議によらなければならない。

③ 第1項の総会の招集に対する第43条の6第1項及び第3項並びに第72条の28第1項の規定の適用については、第43条の6第1項中「10日前」とあるのは「2週間前」と、同条第3項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び組織変更計画の要領」と、第72条の28第1項中「5日前」とあるのは「2週間前」と、「会議

の目的である事項」とあるのは「会議の目的である事項及び組織変更計画の要領」とする。

- ④ 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 1 組織変更後の株式会社（以下「組織変更後株式会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
 - 2 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項
 - 3 組織変更後株式会社の取締役の氏名
 - 4 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計参与の氏名又は名称
ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 組織変更後株式会社の監査役の氏名
ハ 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計監査人の氏名又は名称
 - 5 組織変更をする出資組合の組合員若しくは会員（以下この章において「組合員等」という。）又は出資農事組合法人の組合員が組織変更の際して取得する組織変更後株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法
 - 6 組織変更をする出資組合の組合員等又は出資農事組合法人の組合員に対する前号の株式の割当てに関する事項
 - 7 組織変更後株式会社が組織変更の際して組織変更をする出資組合の組合員等又は出資農事組合法人の組合員に対してその持分に代わる金銭を支払うときは、その額又はその算定方法
 - 8 組織変更をする出資組合の組合員等又は出資農事組合法人の組合員に対する前号の金銭の割当てに関する事項
 - 9 組織変更後株式会社の資本金及び準備金に関する事項
 - 10 組織変更がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）
 - 11 その他農林水産省令で定める事項
- ⑤ 組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第3号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。
- ⑥ 組織変更については、第48条の2、第49条並びに第50条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、第49条第2項第1号中「出資1口の金額の減少の内容」とあるのは「組織変更をする旨」と、同項第2号中「計算書類」とあるのは「計算書類又は貸借対照表、損益計算書及び余剰金処分案若しくは損失処理案」と読み替えるものとする。

【持分の払戻請求】

- 第73条の4 組織変更をする出資組合の組合員等又は出資農事組合法人の組合員で、前条第1項の総会に先立つて当該出資組合又は出資農事組合法人に対し書面をもつて組織変更反対の意思を通知したものは、組織変更の決議の日から20日以内に書面をもつて持分の払戻しを請求することにより、組織変更の日当該出資組合又は出資農事組合法人を脱退することができる。
- ② 前項の規定による通知又は請求は、同項の出資組合又は出資農事組合法人の承諾を得て、電磁的方法により行うことができる。
 - ③ 第1項の規定による出資組合の組合員等又は出資農事組合法人の組合員の脱退については、第22条から第25条までの規定を準用する。この場合において、第22条第2項中「脱退した事業年度末」とあるのは、「組織変更の日」と読み替えるものとする。
 - ④ 第1項の規定により脱退する出資組合の組合員等又は出資農事組合法人の組合員

は、定款の定めにかかわらず、その持分の全部の払戻しを請求することができる。

【株式・金銭の割当て】

第73条の5 組織変更をする出資組合の組合員等又は出資農事組合法人の組合員（前条第1項の請求をしている者その他政令で定める者を除く。以下この条において同じ。）は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社の株式又は金銭の割当てを受けるものとする。

② 前項の株式又は金銭の割当ては、組織変更をする出資組合の組合員等又は出資農事組合法人の組合員の出資口数に応じてしなければならない。

③ 前2項の株式の割当てについては、会社法第234条第1項から第5項まで、第868条第1項、第869条、第871条、第874条（第4号に係る部分に限る。）、第875条及び第876条の規定を準用する。この場合において、同法第234条第2項中「法務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

《参照条文》

【農業協同組合法施行令第42条】（株式又は金銭の割当てを受けることができない者）

法第73条の5第1項の政令で定める者は、法第73条第1項において準用する法第20条第2項の規定により組織変更（法第73条の3第1項に規定する組織変更をいう。）前の出資農事組合法人（法第72条の25第1項に規定する出資農事組合法人をいう。）から脱退することとなる組合員とする。

【会社法第234条】（1に満たない端数の処理）

次の各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する場合において、その者に対し交付しなければならない当該株式会社の株式の数に1株に満たない端数があるときは、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。）に相当する数の株式を競売し、かつ、その端数に応じてその競売により得られた代金を当該者に交付しなければならない。

一 第170条第1項の規定による株式の取得 当該株式会社の株主

二 第173条第1項の規定による株式の取得 当該株式会社の株主

三 第185条に規定する株式無償割当て 当該株式会社の株主

四 第275条第1項の規定による新株予約権の取得 第236条第1項第7号イの新株予約権の新株予約権者

五 合併（合併により当該株式会社が存続する場合に限る。）合併後消滅する会社の株主又は社員

六 合併契約に基づく設立時発行株式の発行 合併後消滅する会社の株主又は社員

七 株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得 株式交換をする株式会社の株主

八 株式移転計画に基づく設立時発行株式の発行 株式移転をする株式会社の株主

2 株式会社は、前項の規定による競売に代えて、市場価格のある同項の株式については市場価格として法務省令で定める方法により算定される額をもって、市場価格のない同項の株式については裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。この場合において、当該許可の申立ては、取締役が2人以上あるときは、その全員の同意によってしなければならない。

3 前項の規定により第1項の株式を売却した場合における同項の規定の適用については、同項中「競売により」とあるのは、「売却により」とする。

4 株式会社は、第2項の規定により売却する株式の全部又は一部を買い取ることができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 買い取る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）

二 前号の株式の買取りをするのと引換えに交付する金銭の総額

5 取締役会設置会社においては、前項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。

【会社法第868条】（非訟事件の管轄）

この法律の規定による非訟事件（次項から第6項までに規定する事件を除く。）は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

【会社法第869条】（疎明）

この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

【会社法第871条】（理由の付記）

この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならない。ただし、次に掲げる裁判については、この限りでない。

一 第870条第1項第1号に掲げる裁判

二 第874条各号に掲げる裁判

【会社法第874条】（不服申立ての制限）

次に掲げる裁判に対しては、不服を申立てることができない。

四 この法律の規定による許可の申立てを認容する裁判（第870条第1項第9号及び第2項第1号に掲げる裁判を除く。）

【会社法第875条】（非訟事件手続法の規定の適用除外）

この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法第40条及び第57条第2項第2号の規定は、適用しない。

【会社法第876条】（最高裁判所規則）

この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

【持分に対する質権の物上代位】

第73条の7 出資組合又は出資農事組合法人の持分を目的とする質権は、当該出資組合の組合員等又は当該出資農事組合法人の組合員が組織変更により受けるべき株式又は金銭の上に存在する。

② 出資組合又は出資農事組合法人は、組織変更の決議を行ったときは、当該決議の日から2週間以内に、その旨を前項の質権を有する者で知れているものに各別に通知しなければならない。

【組織変更の効力発生日】

第73条の8 組織変更をする出資組合又は出資農事組合法人は、効力発生日に、株式会社となる。

② 組織変更をする出資組合又は出資農事組合法人は、効力発生日に、第73条の3第4項第1号及び第2号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

③ 組織変更をする出資組合の組合員等又は出資農事組合法人の組合員は、効力発生日に、第73条の3第4項第6号に掲げる事項についての定めに従い、同項第5号の株式の株主となる。

④ 前3項の規定は、第73条の3第6項において準用する第49条並びに第50条第1及び第2項の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

⑤ 組織変更の効力発生日については、会社法第780条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「この款及び第745条」とあるのは「農業協同組合法第4章第1節」と読み替えるものとする。

《参照条文》

【会社法第780条】（組織変更の効力発生日の変更）

組織変更をする株式会社は、効力発生日を変更することができる。

- 2 前項の場合には、組織変更をする株式会社は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。
- 3 第1項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この款及び第745条の規定を適用する。

【組織変更の登記】

第73条の9 出資組合又は出資農事組合法人が組織変更をしたときは、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

【組織変更の届出】

第73条の10 出資組合又は出資農事組合法人は、組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

【組織変更に係る書面等の備置】

第74条 組織変更後株式会社は、第73条の3第6項において準用する第49条並びに第50条第1項及び第2項に規定する手続の経過、効力発生日その他の組織変更に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、効力発生日から6月間、本店に備え置かなければならない。

② 組織変更後株式会社の株主及び債権者は、当該組織変更後株式会社の営業時間内は、いつでも、組織変更後株式会社に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組織変更後株式会社は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

1 前項の書面の閲覧の請求

2 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

3 前項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

4 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組織変更後株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

③ 組織変更後株式会社の株主及び債権者は、前項第2号又は第4号に掲げる請求をするには、組織変更後株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

【組織変更の無効の訴え】

第75条 組織変更の無効の訴えについては、会社法第828条第1項（第6号に係る部分に限る。）及び第2項（第6号に係る部分に限る。）、第834条（第6号に係る部分に限る。）、第835条第1項、第836条から第839条まで並びに第846条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

《参照条文》

【会社法第828条】（会社の組織に関する行為の無効の訴え）

次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもってのみ主張することができる。

六 会社の組織変更 組織変更の効力が生じた日から六箇月以内

2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。

六 前項第六号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において組織変更をする会社の株主等若しくは社員等であつた者又は組織変更後の会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは組織変更について承認をしなかつた債権者

【会社法第834条】（被告）

次の各号の掲げる訴え（以下この節において「会社の組織に関する訴え」と総称する。）については、当該各号に定める者を被告とする。

六 会社の組織変更の無効の訴え 組織変更後の会社

【会社法第835条】（訴えの管轄及び移送）

会社の組織に関する訴えは、被告となる会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所

の管轄に専属する。

【会社法第836条】（担保提供命令）

会社の組織に関する訴えであって、株主又は設立時株主が提起することができるものについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該会社の組織に関する訴えを提起した株主又は設立時株主に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。ただし、当該株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役であるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、会社の組織に関する訴えであって、債権者が提起することができるものについて準用する。

3 被告は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の申立てをするには、原告の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

【会社法第837条】（弁論等の必要的併合）

同一の請求を目的とする会社の組織に関する訴えに係る訴訟が数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合しなければならない。

【会社法第838条】（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）

会社の組織に関する訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

【会社法第839条】（無効又は取消しの判決の効力）

会社の組織に関する訴え（第834条第1号から第12号まで、第18号及び第19号に掲げる訴えに限る。）に係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされ、又は取り消された行為（当該行為によって会社が設立された場合にあつては当該設立を含み、当該行為に際して株式又は新株予約権が交付された場合にあつては当該株式又は新株予約権を含む。）は、将来に向かってその効力を失う。

【会社法第846条】（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）

会社の組織に関する訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があつたときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。

〔一般社団法人への組織変更〕

第77条 非出資組合又は非出資農事組合法人は、その組織を変更し、一般社団法人になることができる。

第78条 非出資組合又は非出資農事組合法人は、前条の規定による組織変更（以下この節において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

② 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

1 組織変更後の一般社団法人（以下、「組織変更後一般社団法人」という。）の一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第11条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる事項

2 前号に掲げるもののほか、組織変更後一般社団法人の定款で定める事項

3 組織変更後一般社団法人の理事の氏名

4 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合 組織変更後一般社団法人の監事の氏名

ロ 組織変更後一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人である場合 組織変更後一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称

5 組織変更後一般社団法人の社員の氏名又は名称及び住所

6 組織変更がその効力を生ずる日

7 その他農林水産省令で定める事項

〔監 督〕

【報告の徴取】

第93条 行政庁は、組合若しくは農事組合法人から、当該組合若しくは農事組合法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程を守っているかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合若しくは農事組合法人に対し、その組合員（組合にあつては組合員又は会員、農事組合法人にあつては組合員をいう。以下同じ。）、役員、使用人、事業の分量その他組合若しくは農事組合法人の一般的状況に関する資料であつて組合若しくは農事組合法人に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる。

【業務又は会計の状況の検査】

第94条

② 行政庁は、組合又は農事組合法人の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程に違反する疑いがあると認めるときは、いつでも、当該組合又は農事組合法人の業務又は会計の状況を検査することができる。

【違法行為に対する処置】

第95条 行政庁は、第93条の規定による報告を徴した場合又は第94条の規定による検査を行った場合において、当該組合又は農事組合法人の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規定若しくは農業経営規程に違反すると認めるときは、当該組合又は農事組合法人に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

② 組合又は農事組合法人が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の改選を命ずることができる。

【行政庁による解散命令】

第95条の2 次の場合には、行政庁は、当該組合又は農事組合法人の解散を命ずることができる。

1 組合又は農事組合法人が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

2 組合又は農事組合法人が、正当な理由がないのに、その成立の日から1年を経過してもなおその事業を開始せず、又は1年以上事業を停止したとき。

3 組合又は農事組合法人が法令に違反した場合において、行政庁が前条第1項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

第95条の3 行政庁は、組合又は農事組合法人の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が不明なときは、前条の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。

② 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から20日を経過した日にその効力を生ずる。

【所管行政庁】

第98条 この法律中「行政庁」とあるのは、第68条（第73条第4項において準用する場合を含む。）及び第70条第1項の場合を除いては、都道府県の区域を越える区域を地区とする組合及び農事組合法人並びに都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会については主務大臣、その他の組合及び農事組合法人については都道府県知事（第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合の信用事業又は共済事業に関する第94条第3項の規定による検査に関する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要であると認める場合には、主務大臣及び都道府県知事）とする。

